

か故に、國家が法律の存在する以前より早くして一の人格者(法律上)たるに其趣を異にすと雖、而かも形體の上より云ふ時は、兩々相對するものなりと云ふことを妨げざるなり。換言すれば國家も一の意思の主體たり。自治團體も一の意思の主體たり。而して其事務は二にして一たり。從て國家の意思と團體の意思との間に預め何等かの限界を設くるにあらざるよりは或は團體の意思は國家の爲めに其獨立を失ひ、或は國家の意思は團體の爲めに其行動の範圍を減却せられ、團體は却りて國家なるかの如き觀を呈するに至らむ。故に自治行政の第一義は團體か其獨立の意思に依りて爲す所の行動の範圍を制限するに依りて、國家も亦自個の意思の行動の範圍を制限するに在り。而して其之を能くするは法律に依るの外なきか故に自治行政の第二義は法律を以て兩者の行動の範圍を定むるに在りと謂はざるへからず。而して是れ國家が官廳に對して監督すると、自治團體に對して監督するとの間に大なる差異を生ずる所以なり。

官廳に對する國家の監督權は無限に之を發動することを得へし。而かも自治團體に對する國家の監督權は又此の如くに無限なること能はず。

英國に於いて或は一般に自治(セルフ・ガバメント)と云ふは、凡て被治者たる國民が國政に參與するの制度を汎稱するものにして、其行政たると立法たると、又司法たるとを問ふことなす所の觀念あり。此觀念に従へば國會も一の自治制度なり。國會の多數によりて組織せらるる内閣も亦一の自治制度なり。其他シニ審官リの如き、治安判事の如き、亦皆之を自治の制度なりと云ふへし。然れども、行政法上に於いては自治の觀念を以て此の如く不當に廣く解釋すへき必要あることなし。獨乙に於いて自治セルフ・ゴVERNANCEと稱するは主として行政の範圍に於いてのみ之を云ふものなり。

### 第一節 官治行政の分類

官治行政は如何に之を分類すへきかは學者の見る所必ずしも一様ならず。而かも最も普通に學者が採用する所の分類は左の如し。

- 一、軍務行政
- 二、財務行政
- 三、外務行政



四、司法行政

五、內務行政

此等行政の區別の存する所如何。曰く。

(一)軍の需用を充すか爲めに人民に對して身體上例へば兵役の如し若しくは財産上の義務例へば徴發の如しを負擔せしめ、由りて以て戰鬥力を維持し、供給せむと欲する所の行政は即ち軍事行政なり。

(二)國家をして其目的を達するに必要なる百般の施設をなすことを得せしめむか爲に之に必要なる資財を取得し、管理し、及び支出するか爲の行政は即ち財務行政なり。

(三)他の國家に對して自個の地位を保持し、自個の利益を増進せむか爲の行政は即ち外務行政なり。

(四)國家が裁判に依りて民事に關する人民の權義を明確にせむとするの目的に對し之に必要なの補助行爲をなし、且つ其裁判の効果を事實に惹起し來るか爲の行政は即ち司法行政なり。

(五)而して人民の安寧と福利とを保護し、増進せむか爲に或は消極的に之に對する危險を除去し、或は積極的に其福利を増進せむとして種々の手段を講ずる所の行政は即ち內務行政なり。

國家の歴史に於いて第一に發達したるものは其自體の存在を保持するか爲めの事務に在り、而して自體を保持するに當り第一着の手段は敵を破るにあり(軍務)次に之か軍費を備ふるにあり(財務)而して武力に依らず、和交を以て自個の利益を主張するは(外務)國家の自存を謀るに於いて最も進歩したる手段なりとす。故に軍務、財務及び外務は國家に於ける第一次の行政なり。國家の存立既に於て確定したる後に於いて、國家の從事する所の事務は、其内部の秩序を維持するにあり。司法と警察(内部の一部)との必要ある所以なり、從て司法と警察とは國家第二次の行政たり。國家の秩序すてに成りたる後に於いて政府の務むる所は人民の福利を増進するに在り。內務の一部從て人民の福利の爲にするは即ち國家第三次の行政なり。

福利の爲にする行政は更に左の如く之を別つ事を得べし。



一、經濟行政

- 1 不動産に關する行政
- 2 水利に關する行政
- 3 原始業に關する行政
- 4 農業に關する行政
- 5 工業に關する行政
- 6 商業に關する行政
- 7 專用權の特許に關する行政
- 8 交通に關する行政

二、教化行政

- 1 宗教行政
- 2 教育行政

三、衛生行政

- 1 保健行政

- 2 傳染病預防行政

- 3 醫藥行政

四、恤救行政

第三節 行政行爲

行政行爲と云ふは行政と云ふこと必ずしも其意義に於いて異なるものにあらず。只行政權の發動を現實なる個々の場合に付きて見るときは即ち行政行爲なり。而して行政權の發動其ものは即ち行政なり。本節に於いては行政權の個々の發動に關し研究せむと欲するか故に題して行政行爲といふに外ならず。

行政行爲は種々なる標準に依りて之を種々に區別することを得。國家(公共團體亦同し以下之に準す)一切の行政行爲は即ち皆此等の區別の外に漏るるものなし。行政行爲の區別を研究するは即ち又國家行政權の發動の一切の體様を研究する所以なり。

第一項 實質上の區別

國家一切の行政行爲は、實質上の標準に依りて之を法規(廣義の法律又は法と云



ふに同じ、只混雜を防かんか爲に、處分に對するときは、學者通常之を法規と云ふの  
 設定と、處分との二種に別つことを得、法規の何たるかは從來學者の間に多少の議  
 論なしとせざる所なり。然れども、最も普通の見解に依るときは、法規とは予の曾つ  
 て緒論に於いて論じたるか如く不變の理法、若しくは一定の秩序、換言すれば多く  
 の事件に共通なる一般の準則たるの性質を有するものならざるべからずと云へ  
 り。帝國議會の協賛を経て制定せらるる所謂狹義の法律及び 天皇の親裁に依り  
 て發せらるる勅令も亦、此意義に於いて多くは法規たりと雖、但し實質上法規に屬  
 せずして處分に屬する場合亦絶無にわらず、例へば鐵道敷設法の如き公債募集法  
 の如き及び憲法第七十條の勅令の如し、此等を制定するは立法又は憲法上の大權  
 に基く作用に屬し、すへて行政の範圍に屬せざるか故に、茲には暫く之を不問に附  
 し、行政の範圍に於いて、行政機關に依りて行はるる所の千差萬別なる一切の行政  
 行爲は、此法規の設定と、而して法律、勅令及び此行政機關が自ら設定する所の法規  
 を實在の事件に對して解釋し、適用することとの二種の形式中に之を網羅するこ  
 とを得へし、而して法律、勅令及び行政機關が自ら設定する所の法規を實在の事件

に對して解釋し、適用する所の行政行爲を稱して處分といふ。

例へば地方警察命令を以て、往來人は道路の右側を通行すべからずと規定す  
 るは即ち一の法規の設定なり。而して法令に依り命じたる不行爲の義務に違背  
 するものあるときは、之に對し行政官廳は直接強制を爲すことを得との法律が  
 存在するときは、現に道路の右側を通行したるものを強制して、道路の左側を通  
 行せしむるは一の處分なり。又内務省令を以て有害性著色料は販賣の用に供す  
 る飲食物、玩具等の著色に使用することを得ずと規定するは、即ち一の法規の設  
 定にして、現に之に違背したる者ある場合に法律の規定に従ひて此等の物を廢  
 棄せしめ、又は行政官廳自ら之を廢棄するか如きは亦一の處分なるか如し。

## 第二項 形式上の區別

國家一切の行政行爲は、形式上の標準に依りて、之を命令及び處分令の二種に別  
 つことを得、命令とは勅令、閣令、省令、府縣令等の名に於いて曾て述べたるか如き一  
 定の形式に従ひ表示せられたる國家の意思なり。然れども處分令は命令に於ける  
 か如く、必ずしも一定の名に於いて且つ一定の形式に依りて表示せらるることを



必要となすものにはあらず。要するに國家の單獨の意思表示(條約は國家と國家との合意に基く意思表示なり、從て國家單獨の意思表示にあらず)にして法律又は命令の形式に依らざるもの、之を處分令と云ふなり。

命令は原則として一般に公布せらるるものなりと雖、處分令は單に關係者に告知せらるるを以て足りりとす。且つ其關係者に告知せらるるに當りても、必ずしも文書を以て表示せらるることを必要となすものにはあらず、或は言語を以て、或は舉動を以て、或は符號を以ても亦表示せらるることあり。法規の設定は必ず命令の形式に依ると雖、反對に命令の實質は必しも常に法規なりと云ふことを得ず。而して處分令の實質は常に處分なりと雖、處分は處分令の形式に依らずして命令の形式に依りて行はるることあり。然れども、最も多くの場合に、於いては法規は命令と同一にして處分は又處分令と同一なりと云ふことを得。

處分令は更に之を左の八種に分類することを得、處分に付きても左の區別は亦之を適用することを得へし。

(一) 行爲命令及び不行爲命令

或る行爲を爲すへしと命するは行爲命令にして或る行爲は爲すへからずと命するは不行爲命令又禁令と云ふなり。

(二) 人格の賦與及び剝奪

法人を認可し、及び解散を命するは即ち是れなり。

(三) 權利の設定

(1) 免許 法規に依りて一般に禁止せらるる行爲を、特定の場合に、特定の一個人に對して、之を爲すことを許す所の處分令又は處分以下同し、即ち是れなり。而して免許又は許可に依りて一個人が得る所の權利は國家に對して有するものなるの點に於いて一の公權なり。

(2) 特許 特定の一個人に對し特權を與ふる處分令は即ち是れなり。

(四) 權利の變更

例へば土地收用の處分に依り、一個人の土地に對して有する所有權か、其性質を變し、國家に對する賠償請求權となる場合に於いて土地收用の處分は即ち是れなり。



(五) 權利の剝奪及び停止

例へば營業の禁止及び停止の如きは即ち是れなり。

(六) 認可

特定の行爲に對し、法律上の効果を賦與する所の處分令を稱して認可といふ。例へば法人が定款を變更するは主務大臣の認可を経るべからず。然れども定款の變更は一般に禁止せらるるものにはあらず。只主務大臣の認可を経るにあらざれば之を變更するも、法律上何等の効果なしといふのみ(現行法に於いて、免許、許可、認可又は認許と稱するは、必ずしも此學理上の區別に基けるものにあらずして、頗る混用せらるるを見る)

(七) 裁定

法規の解釋を一定し行政訴訟及び訴願を裁決するか如きは即ち是れなり

(八) 公證

或る事實の確實なることを承認すべき義務を關係者に負はしむる所の處分令は即ち是れなり。例へば度量衡の檢定の如き、登記の如き、戶籍の證明の

如きは即ち是れなり。

第三項 目的上の區別

行政行爲は其目的の異なるに依りて、之を行政組織の内部に對するものと、外部に對するものと二種に別つことを得。其内部に對するものとは、行政機關に對するものの謂にして、外部に對するものとは人民に對するものの謂なり。

従來行政とは一般に人民に對するものにして、其機關に對するは單に人民に對するか爲の準備行爲たるに止まり、之を行政と云ふことを得ずとなすの見解あり。然れども、予は此説を取らず、(詳は國家學會雜誌、第六十四號行政の觀念に關する管見と題する蕪稿参照すへし)。

第一目 内部に對する行政行爲

行政行爲は單に外部に對して發動する場合のみならず、又内部に對して發動する場合甚だ少しとなさず。例へば行政機關の行爲が法律上の規矩を逸せざるや否や一般の方針に違はざるや否や、統一を失はざるや否や、又は公益に害なきや否や等の點に付き、之を監視し、必要なりと認むる場合に之が救済の手段を講じ上級行



政官廳か下級行政官廳又は自治團體に對し訓令又は指令を發するか如きは即ち之に屬するものなり。

上級行政官廳か監督の爲に下級行政官廳又は自治團體に對して發する單獨の命令を訓令と云ひ、同に對して發する命令を指令と言ふ。共に人民に對し直接に効力あるものにあらざるの點に於いて一般の命令と相同しからず。内部に對する行政行爲を分ちて行政的監督及び裁判的監督の二となす。

(1) 行政的監督

行政的監督は上級行政官廳と、下級行政官廳との間に行はるることあり。監督行政官廳と自治團體との間に行はるることあり。上級官吏と、下級官吏との間に行はるることあり。上級自治團體の機關と、下級自治團體との間に行はるることあり。或は又自治團體内の機關相互の間に行はるることあり。

官廳の監督中、其特殊なるものを會計検査院に依りて行はるる財政上の監督とす。然れども、之に關しては粗之を前卷に論述したるを以て又茲に之を述ぶるの要なし。

財政の監督は會計検査院に依りて行はるるの外、上級行政官廳に依りて行はれ、又議會に依りて二重に(即ち豫算に依り、且つ決算に依り)行はるるものなり。以て特に財政に對し現今國家の用意の周到なることを見るへし。

(II) 裁判的監督

裁判的監督に三あり。一は訴願の裁決なり。二は行政訴訟の裁決なり。三は権限爭議の裁決なり。

(一) 行政機關の不當處分に依り權利又は利益を侵害せられたりとなすものか、其上級機關の監督權に訴へて之か救済を求むることを許す所の手段を稱して訴願と云ひ、(二) 通常(例外の場合あり、今詳述せず)違法の行政處分に依り權利を侵害せられたりとなすものか、行政裁判所に訴へて之か救済を求むることを許す所の手段を稱して行政訴訟と云ひ、(三) 共通なる上級監督官廳を缺く所の官廳例へは普通裁判所行政裁判所及び行政官廳の間に於ける權限の爭議を稱して權限爭議と云ふ。訴願を裁決するは處分を爲したる行政官廳に對する、更に上級の行政官廳に於いてし、不服なるものは遞次更に其上級行政官廳に之を提起することを得せしめ



而して順次大臣に至りて止む(大臣の處分に對しては大臣に對して訴願せしむ而して行政訴訟は行政裁判所(例外として衆議院議員の選舉及び當選争訟の裁決は普通裁判所に於いて之を裁決す)の裁決する所にして、權限争議は權限裁判所の裁決すべき所たり(但し今日に於いては我國に權限裁判所の制度を缺けり)

此他尙ほ人民に對し、廣く其希望を國家に致さしむるか爲に許さるる所の手段に請願あり。請願を呈出するは處分に對すると、法規に對すると、自個の權利又は利益に關すると、他の特定の私人又は公衆の權利又は利益に關するとを問はず之を爲すことを得べく、且つ帝國議會と行政官廳と、宮内大臣と何れに對しても之を呈出することを得へし。然れども、現行法上に於いては帝國議會に對するもの外之を以て法律上の効力を有する手段なりと認むることを得ず。建白と稱する所のものも亦然り。請願及び建白は國家の裁判的監督に依頼せむとするの手段にあらすと雖、今便宜附加して一言するのみ。

權限争議に關しては、今準據して説明すべき完全の規定を缺くのみならず、其性質に於いても、亦明瞭にして多く述ふるを要するものなしと雖、行政訴訟と、訴願と

の區別に關しては茲に之を一言するの要あり。

行政訴訟も、訴願も、共に行政處分に對して之か處分を受けたるものか(通常は一人なれども時として自治團體の機關なることあり)提起する所なりと雖、行政訴訟は通常(一)違法處分に對し、且つ(二)之に依りて權利を害せられたりとなすことを要件として之か提起を許さるるものなるに反し、訴願は(一)違法處分に對すると、不當處分に對するとを問はず、且つ(二)之に依りて權利を害せられたりとなすと、單に利益を害せられたりとなすとを問はず、之か提起を許さるるものなり。其他裁決の手續等に至りても同一ならず。行政訴訟に在りては口頭審問に依ることを原則とし、訴願に在りては文書に依りて裁決することを原則となすか如きは其差異の著きものなり。

### 第二目 外部に對する行政行爲

行政の本旨か、元來、人民に對するに在るは言を待たず。而かも此目的を達せむか爲には行政の内部に於いて其規律を保持し、方針を統一し、非違を匡す等の方法を講せざるへからず而して此等の方法か行政の發達に伴うて完美の域に進むと同



時に又益、複雑なるに至るは、自然の情勢なりと謂ふへし、而して内部に對する諸般の監督行爲は、其目的の存する所より云へば、此の如く人民に對する行政の實を擧げむと欲するか爲の手段たるに外ならずと雖、而かも是を以て行政行爲にあらすと云ふことを得ず。是れ前目に於いて特に内部に對する行政行爲に關し之を概説したる所以なり。然れども、行政の本旨は、素より人民に對し權利と利益とを保護し、増進し、其義務を格守せしむるに由りて社會の慶福と國家の生存とを保全せむとするに在るに外ならずるが故に、外部に對する行政行爲か、全般の行政中に於いて特に重要な地位を占むるものなるは云ふを待たず。然り而して、實際行政の局に當る者は法の命する所に依りて、動作を爲すの外、其宜しきに從ひ、時に或は勸誘し、獎勵し、或は自ら率ゐ、自ら節する等の手段に依らざるへからざる場合多きや云ふを待たずと雖、法律に於いて論ずる所は、法律上の行爲に在りて存し、行政官か事實如何に勸誘し、獎勵し若くは自ら率ゐ、自ら節したるかの如きは寧ろ政治上の問題に屬するか故に、要するに、國家は如何に人民に命令するに依りて、其目的を達せむとするかの點は即ち法律學に於いて論究すへき所なりとす。

人民に對する國家行政の作用は、社會現象の複雑なるに伴ひ、千差萬別にしてもとより之を一言にして了すること難し、而かも、此千差萬別なる行政の作用を法律學上如何に分類すへきかは、學者の頗る苦心する所なり。前二節に述べし所の區別の如き亦之が分類の一種として、概括的に、行政の作用を彙別せるものなりと雖、今國家か人民に對し、義務を負擔せしむる場合に付き、更に他の視點より觀察するときは、國家は積極的に公用の爲に人民に對して有體物上の權利又は勞役の徵收を命することあり。又消極的に社會の安寧秩序の爲に若くは其他公益の爲に有體物に關し、又は直接に人民の自由を制限することあり。今假に前種の行政行爲を名けて公用徵收と云ふ。而して後種の行政行爲中に在りて其最も著きものは警察是れなり。今此二種の行政行爲に關し之を略述せむと欲す。

## (I) 公用徵收

公用徵收の文字は時として不動産の收用を意味することあり。然れども茲に所謂公用徵收とは、積極的に國家の(公共團體亦之に準ず)公用に供せむか爲に、人民の有體物上の權利及び勞役に對し、是か徵收を命する一切の行政行爲を網羅するも



のにして、もとより其意義に於いて廣狹の差あり。而して此等の行政行為中特に茲に、之を述べむと欲する所のものは左の數者に在り。

- (1) 不動産の徴收
- (2) 租 税
- (3) 手 數 料      動産の徴收(但徴發は時として又不動産に對する場合あり)
- (4) 徴 發      勞務の徴收
- (5) 兵 役

此等のものに關する特種の事項を論ずるに先ち、今左に一般に公用徴收に通ずる二三の原則を説述せむと欲す。

(一)近世の國家に於いて、公用徴收は止むを得ざる場合に限り之を行ふを常とす。

往時の國家に在りては、隨時隨處に必要に應じ、人民の財産若しくは勞力を徴收するに依りて國用を充し、若くは實力を把持する者の私用に供するも亦妨げざりしと雖、今日の國家に於いては、原則として國家は、一私人と對等の關係に於

いて、其國用を充すを主義とし、單に止むを得ざる場合に、其固有の權力を發動するに依りて公用の爲に財産上若くは身體上の負擔を人民に命ずるに過ぎず。此點に於いて、對等の關係に依ることを得ざるもの二あり、一は租税にして、一は兵役なり。而して是れ財力と、武力とは國家必須の手段として、之が供給を私法關係に基く人民任意上の行為に待つへからざるか爲なり。

故に又現行土地收用法に於いても、不動産の收用は、先づ當事者をして協議に依り、私法關係に於いて之を處置せしめむことを欲し、單に協議の調はざる場合に、國家固有の權力を發動するの主義を執れり。而して徴發令の如き、亦只特定の場合に之に據ることを得せしむるに止り、一般には私法上の形式に依り軍需を充さしむるを以て現行法の一般の主義となす。而して諸般の手數料の如きも、亦性質上支障なきものは、現時皆私法上の形式に依りて之を收納せり。

(二)人民の負擔をして出來得べき丈、均一ならしめむと欲するは、近時立法主義に於いて特に意を用ゐる所なり。



租税及び兵役の義務は人民に對し、一般に之を課するか故に別に負擔の公平を失ふことなしと雖、不動産の收用及び徵發等に在りては、特別の場合に、特定の人に對して、之を課するものなるか故に、此負擔の不公平を救済せむか爲に、近世の國家は之に對し、原則として特に賠償するの主義を執れり。而して手数料に對し賠償せざるは、賠償せざるも、爲に公平を失ふことなきか故に外ならず。

(三)公用徵收に對する國家の賠償は、私法上の損害賠償と其法理を同ふせず。抑も國家は其固有の權力に依り、或は無償にて、或は有償にて、人民の有體財産又は勞力を徵收し、又は使用することを得るは、其當然の作用に屬し、其或るものを徵收したるか爲に、必ずしも之に對し賠償せざるへからずと云ふの理なし、而かも、近世の國家が特殊の場合に、特定の人に對し、徵收を命じたる場合に、之に對し賠償するは、一に其負擔の公平を保持せしめむと欲するの意に出づるものにして、根底に於いて、すてに不平等の觀念あり。之に反し、私法上の損害賠償に在りては、對等なる一方の者か、他の者に對し其權利を毀損したる場合に、國家は被害者をして之か對價を他の一方に請求することを得せしめ、依りて以て、毀損せら

れたる權利に對し、救済を與へむと欲するものにして、根底に於いて平等の觀念あり。且つ公用徵收は、法律の作用に依り、人民の有體財産若くは勞力を徵收する適法の作用にして、之を以て權利、權利は法律に依りて許されたる範圍内に於いてのみ存在するものなるは曾て述へし所の如しの侵害と見なすことを得ざるの點に於いて、國家は、必しも、當然に賠償すべき義務あるにあらず。以て公法上の賠償即ち公用徵收に對する國家の賠償と、私法上の損害賠償との間には、其根底に於いて觀念の差異あることを知るへし。

更に現行法上に於ける兩者の差異を擧ぐれば、(一)私法上の損害賠償に至りては、被害者は司法裁判所に訴へて其額を求むることを得るに反し、公法上の賠償に至りては、法律の特に定むる方法、例へば收用審査委員、評價委員等の評價に依り、賠償を受くるの權利を有するに過ぎず。而して(二)公法上の賠償は、其主旨の存する所を釋ぬれば、もとより關係者に對し、其失ふ所を補償するに在るは明なりと雖、私法上の損害賠償に於けるか如く、損害の實額を證明して、必しも精確に之か賠償を請求することを得ず。



(四)公用徴収は法律の規定に基くにあらざれば、之を行ふことを得ざるを原則とす。

所有權の處分と、兵役の義務と、納税の義務とか、法律の規定に依り、若しくは之に基きて定めらるべきものなるは、憲法に各其正條あり(第二十七條、第二十條、第二十一條)而して第六十二條第一項及び第二項には

新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むへし。

但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限に有らず。

と規定せり。抑も公法上の手数料に二種あり。司法上の手数料及び行政上の手数料是れなり。

私法上の手数料とは鐵道、郵便、電信等の手数料の如く、要するに私法上の契約に依りて、人民か之を拂ふの義務を負ふものを稱し、權力を以て之か義務を負はしめらるるものを稱するにあらず。後者は即ち公法上の手数料なり。

司法上の手数料、即ち訴訟を爲すか爲めに要する手数料は、法律を以て之を定むへしと言ふは、第六十二條の暗示する行なり。從て行政上の手数料は即ち公用徴

収に對すれば一の例外なりと雖、又原則として以て公用徴収は法律の規定に依るべきものなることを見るへし。

第二十七條の解釋に關して多少の疑義なきにあらずと雖、少くとも公用徴収の場合、すへて法律を以て之を規定するを穩當とすと云ふことを得。

公用徴収の觀念に關しては、最も狹義に之を解し、不動産の收用と同一に見なすもの外、徵發、特定の物を徴収するにあらずして、或る一種類のものを徴収するものなり、而して、租税及び手数料は其物の形體に於いて公用に供することを得ざるものなるか故に、之を公用徴収と云ふことを得すとすの見解を抱持する學者あり。然れども此見解は予の茲に所謂公用徴収の觀念と相一致せず。

以下各種の公用徴収に關し之を述ぶへし。

#### (1) 不動産の收用

不動産の收用に關する詳細の手續は、土地收用法(明治三十三年三月改正)に之を規定せり。要するに同法を適用すべき事業の範圍は同法中に列記せられ、而して其



事業が果して公共の利益と爲るべき事業なりや否やは内閣に於いて之を認定するものとす。而して一定の手續を経たる後、起業者(國家、公共團體又は一私人)は其土地の權利を取得する爲、土地所有者又は其土地に對し權利を有する關係人に協議し、協議成るときは、私法上の手續に依りて之か權利を移轉し、協議成らざるときは、起業者は收用審査會、地方長官、府縣高等官、及び名譽職參事會員を以て組織すの採決を請ふべきものとす。而して同法は必要に依り土地の上に在る物件を收用すべき場合あることを預想し、且つ單に之を收用するのみならず、又使用することを得べき旨をも規定せり。

(2) 租税

國家が財政上の收入の爲に、被治者より無償に徴收する資産を稱して租税と云ふ。

從て財政上の收入の爲にするものにあらざれば租税にあらず。且つ有償に徴收するものは租税にあらず。而して租税を賦課するは、其日本人たると、外國人たると、自然人たると、法人たるとを問ふことなし。且つ自治團體の如きも亦、納税の

主體たることあり。新に租税を課し及び税率を變更するは、法律を以てせざるべからず。而して法律の規定は必ずや左の三種の事項の一を逸すべからず。

- 一 納税の主體
- 二 納税の客體
- 三 税率

(一) 納税の主體とは、例へば地租に於ける土地の所有者、酒造税に於ける酒造者、營業税に於ける營業者の如く、要するに租税を納むべき義務者を云ふなり。(二) 納税の客體とは、例へば地租に於ける土地、酒造税に於ける釀酒行為、營業税に於ける營業等の如く、課税の目的物たる物件若くは行為を云ふなり。而して(三) 税率とは、納税の客體たる物件又は行為に對する課税の比準を云ふ。何れの税法と雖、此等の事項の一を缺くものは、要するに未だ義務の實體を定めたるものなりと云ふことを得ず。而かも憲法の期する所は義務の實體を定むるは、法律を以てす。へくして、行政官の專斷を以てすべからざることを明にせむと欲するに在り、從て此等の事項の一を缺くは、又違憲なりと謂はざるべからず。租税は其標準を異にするに依りて、種々に



之を區別することを得へし今單に其重要なるものに付きて之を一言するに止ま  
る。

(一)課税の區域を標準として、租税を別つときは即ち左の如し。

國税

(1) 國內税 府縣税

市町村税

從價税

(2) 關税(又は、國境税)

從量税

國內に於ける課税の物體に對して賦課するものを國內税と云ひ、課税權の主體  
の異なるに從ひ、國税、府縣税(元と地方税)、市町村税の別あり、而して郡税なるものなき  
は、郡費は町村人民の直接に負擔する所なるを以てなり。

國境に於いて内外人民より徵收する租税を關税と云ふ。其價格を標準として賦  
課すると、重量を標準として賦課するとの別に從ひ、從價税、從量税の別あり。

(二)租税は又左の二種に別つことを得へし

(1) 直接税

(2) 間接税

此區別に付きては經濟學者の間に、從來多少の議論ありと雖、現行法に於いては地  
租所得稅營業稅の三者を直接税と云ひ、其他を間接税と云ふと謂へば即ち足れり。  
(三)其他、租税は又之を(1)所得稅(2)行爲稅(3)財產稅(不動產稅、動產稅)の三種に分つ  
ことを得へし。而して動產稅中、酒、茶、烟草等の如き消費物に賦課するものを消費稅  
と云ふ。

現行法に於ける租税の名目を舉れば、地租、酒造稅、醬油稅、所得稅、營業稅、登録稅、印  
紙稅、關稅、噸稅等を以て其重要なるものとす。然れども是れ、單に實際の便宜の爲に  
設くる所の税目たるに止まり、其法理に於いて別に異なるものなし。

他種の公用徵收に在りては、國家之に對し概ね賠償するを以て主義となすに反  
し、租税に對し之を賠償することを爲さざるは如何。曰く租税は國民か一般に負擔  
する所の義務にして、之を賠償せざるも爲に公平を失ふことなく、又假令之を賠償  
せむと欲するも、事實之をなすは不能の事に屬すればなり。何となれば、若し之を賠



償すとせむか、國家は彼に得て此に失ふものにして、此の如くむは畢竟徵稅の要なしと謂はざるべからざればなり。

地方自治團體に於いて團體員に對し賦課する夫役現品は通常急迫の場合を除く頗る租稅に類似したる性質を帶ふと雖、法律上特に之を夫役現品と稱し、租稅と區別せるを以て兩者は同一なりと云ふことを得ず。

納稅義務者、納稅期限を過くるも、尙租稅を完納せざるときは、先づ督促令狀を發し、一定の期限を経るも尙之を完納せざるときは、一定の順位に従ひ、滞納税金及び處分費に充つる金額を目途として、順次、其財産を差押へ、之を公賣に附し、以て税金及び處分費に充つるものとす。

手数料も亦、財政上の收入の爲にするものにして、其之を納むる者か日本人たると、外國人たると、自然人たると、法人たると、又公共團體たるとを問はざるは、租稅に同じと雖、而かも、其絕對的に無償なりと云ふことを得ざるの點に於いて、且つ行政上の手数料を定むるは、必ずしも法律に依るを要せざるの點に於いて、租稅と相同じからず。

手数料中(二)公法上の手数料と、私法上の手数料と並に(三)司法上の手数料と、行政上の手数料との區別あるは前に述べし所の如し、而して又手数料中(三)官廳の行爲に對して徵收するものと例へば司法上の手数料及登記手数料等の如し、公の營造物の使用に對して徵收するものと例へば學校授業料水道の給水料等の如し、の様區別あり、後者を稱して特に使用料と云ふ(憲法第六十二條第二項に所謂、手数料とは前者を指すものにして其他の收納金とは主として後者を指すものなり)公法上の手数料に在りては、其徵收方法は概ね租稅に準するものとす。

#### (4) 徵發

現行法(徵發令)に於いて徵發と稱するは、陸海軍の全部又は一部を動かすに方り必要の軍需を地方の人民に賦課して徵收するを云ふなり、然れとも、行政行爲の一の形式として之を見るときは、必しも軍事上の徵發にのみ限りて之を徵發と云ふの必要なし、例へば行政執行法に於いて行政官廳か天災事變に際し、其他特定の場合に、人民の土地物件を使用するを得べきことを規定するか如きは、廣義に於いて又一種の徵發を認めたるものなりと云ふことを得へし、但し此場合には特殊の理



由に基き國家は之に對し賠償することをなさず。

地方團體か團體員に對し、急迫の場合に課する所の夫役、現品も亦頗る徵發に近き性質を帶へり、此場合に於いても亦地方團體は賠償することなし。

然れども、茲には單に軍事上の徵發に付きてのみ之を説述するに止むへし。廣義に於ける徵發中に於いて最も重要な場合なればなり。

徵發は戰時若くは事變に際して之を行ふと、此場合に於ける徵發を名けて戰時徵發と云ふ。演習若くは行軍に際して之を行ふと、此場合に於ける徵發を名けて平時徵發と云ふ。の區別に依り、其目的物に差異あり。而して此等の目的物は法の規定を以て嚴に之を限定し、又此等の外に涉りて徵發を行ふことを許さず。而して此等の目的物中には、不動産あり、動産あり、勞役あり。而して徵發の目的か單に使用に止まることあり。又所有權を全く國家に移すに在ることあり。徵發の命令を發するは軍隊又は艦隊司令官の必要と認めたる場合に在り。而して賠償唯一の例外あり。演習に用ゐるたる土地に對しては、其作物に損害を與へ、又は地形を變更するにあらざれば賠償を與へず。の金額に關し、國家と供給者との間に熟議調はさるときは、評價

委員(一定の軍人、府、縣、市、町、村吏員及び人民を以て組織す)の評定に任するものとす

#### (5) 兵役

兵役の制度に種々の別あり。而して現行の制度徵兵令は國民皆兵の制度を採用し、滿十七歳以上、滿四十歳以下の男子をして原則としてすべて兵役の義務に服せしむ。

兵役の何たるかに關しては、我國に於いては、左の定義を下すことを得へし。曰く。

兵役とは戰鬪力の組織に入りて勞役に服すべき公法上の義務なり。

と。従て我兵役は傭兵の制度に於けるか如く契約に依り、義務者をして勞役に服せしむるの制度にあらず。且つ勞役に服すべき公法上の義務に對するものと雖、彼の徵發に依り人夫として役務に服するもの如きは、戰鬪力の組織中に入るものにあらず。か故に、兵役の義務に服するものと云ふことを得ざるなり。

而して我兵役は、原則として、一般に國民をして之か義務に服せしむるの制度なるのみならず、又、我國民たることを要件として、之か義務を負擔せしむる所の制度



なり。米國に於いて曾て外國人に兵役の義務を命じたる例ありと雖現時に於いては此の如き制度を採用する國なし而して此義務を負はしむるに當り、日本國民たることを以て其要件となすと云ふの點は、他の公用徴收に比して、獨り兵役の特色となす所なり。而して兵役に在りて更に一の特色となすに足るの點は、其之に依りて負ふ所の義務は、結局其性質に於いて極めて無限にして、時としては、其生命をも犠牲に供せざるへからざる場合なきを必ずへからざること、是れなり。而して是れ兵役の義務を履行するは軍隊統帥の大權に服従するに在るか故に、又畢竟、法律に依りて限界せられざる義務に服する所以なるか爲に外ならず。

兵役に對しては、國家が賠償することなしと云ふの點も亦兵役の多くの公用徴收と同じからざる一點なり。而して是れ、如何なる理由に依りて然るか。曰く兵役は租税と同じく國民が一般に負擔する所の義務にして、之を賠償せざるも爲に公平を失ふことなく、又假令之を賠償せむと欲するも、兵役の義務は上述せしか如く、其性質に於いて無限なるか故に金錢の能く見積り得へき所にあらざるを以てなり。兵役は一方より云ふときは、國民の義務なりと雖、他の一方より云ふときは、又

國民の權利にして、且つ公權の一種なり。故に刑法の公權剝奪中には兵籍に入るの權をも加へたり。

兵役は、之を別ちて、常備兵役、現役及び豫備役の別あり、後備兵役、補充兵役、國民兵役の四種となす。而して兵役に關し、國家が爲す所の處分は、兵役の免除、徵集の免除、同延期、同猶豫、補充兵役の編入、國民兵役の編入、及び徵集の七種なり。

## (II) 警察

消極的に、公益の爲に、有體物に關し、又は直接に人民の自由を制限する所の行政行爲は、獨り警察のみにはあらず。例へば軍事上の必要の爲に城塞、砲臺、軍港、要港等の周圍の土地の上に、所有權の制限を加へ(例へば軍司令官の許可を得るにあらざれば一定の營造物、森林、耕作地等を新設し、又は變更することを許さるか如し)若くは、其他、營造物の管理の爲に、其周圍の土地又は家屋の所有者に對し、特殊の義務を負はしむるか如き、是れなり。然れども、此等は要するに特別の場合に屬するを以て今單に警察に關し、一般に之を要言するに止まる。

何を警察と云ふか。是れ必しも容易なる問題にはあらず。沿革上に於いて、且つ學



理上に於いて、學者の此問題の爲に其腦漿を靡消したるもの幾許なるかを知らず而して未だ之に關する一定の見解を樹立せられたるにはあらざるなり。

警察か人の自由を制限する所の行政行爲なるは、如何なる學者と雖、異論なき所なり。然れども、人の自由を制限する所の行政行爲は、獨り警察のみなるにはあらず。例へば兵役の義務を強制し、租税の義務を強制し、學齡兒童の就學の義務を強制するか如き、皆、然り。是に於いてか、更に警察とは人の自由を制限する所の行政行爲にして、而して人の自由に對する制限其ものか、直接に、公の安寧秩序を保持する所となる所の行政行爲なりとの見解を生ずるに至れり。而して是れ、近時の學者か概ね一致する所の見解なるか如し。其説明に曰く、警察以外の行政行爲にして、人の自由を制限する所のものは、間接には、皆、公の安寧秩序を保持せざる者はあらず。然れども、其直接の効果は、或は軍の需用を充すに在り。或は一般に財力を充すに在り。或は法規を維持するに在り。而して、只間接に、公の安寧秩序を保持するの効果を生ずるのみ。是れ、警察の人の自由を制限する他の行政行爲と異なる要點なりと。然れども、直、間接の區別は、必しも明瞭なりと云ふことを得ず。例へば精神病者を監致すと云

ひ、或は質商古物商を取締ると云ひ、或は森林の保護の爲に人の自由を制限すと云ふか如き、其効果は、公の安寧秩序を維持するを以て直接なりとなすへきか。精神病者を保護するを以て直接なりとなすへきか。質商古物商をして一定の規律に服せしむるを以て直接なりとなすへきか。森林を保護するを以て直接なりとなすへきか。將た法規を維持するを以て直接となすへきか。明瞭なるか如くにして、而して不明瞭なり。然れども、今假に此見解を可なりとなすも、警察の範圍は、尙ほ不明瞭なることを免れざるもの頗る多し。多くの學者の一致する所に依れば、警察行政は内務行政の一部をなすものなりと云へり。然れども、内務行政と云ひ、軍務行政と云ひ、將た財務行政と云ふも、要するに皆行政の目的を標準として樹てたるの部門たるに外ならず。然れども、何故に軍事上の目的の爲に警察は存せざるか。而して又何故に財務上の目的の爲に警察は存せざるか。例へば軍事警察と稱する所のものは、何故に警察にあらざるか。而して又關稅に關する監視の爲に當該官吏か或る行爲をなすは、何故に警察にあらざるか。是れ疑點の一なり。而して或は、警察とは危害に對する預防を目的となすものなりとなすの學者あり。或は福利の目的の爲にも警察は



存在することを得へしとなす學者あり。然れども、一面より見るときは危害と、福利とは相貫通し、之を區別し易からざること、尙、効果の直、間接の區別の分明ならざるか如し。例へば衛生警察行政の如き之を危害の防止を目的となすものなりと云ふも人民の福利を目的とするものなりと云ふも共に誤にあらざるか如し。而して又或は警察は未然に對する行政行為なりとなす學者あり、或は既往にも對することを得へしとなす學者あり。然れども、未然と、既往との區別も亦必しも判明ならざることなり。例へば司法警察か、犯罪人を逮捕搜索するを目的となすか如きは既往に對するものなりと云ふことを得ざるにあらざると雖、又未然に對するものなりと云ふを妨ぐへき理由なきか如し。

警察の何たるかは、學理上に於いて一の困難なる問題の一たるを失はずと雖、之か詳細は暫く之を専門の研究に委ね茲には只警察なるものか、要するに積極的に人の財産上、若くは身體上の權利を徵收する所の行政行為にあらすして、消極的に人の自由を制限する所の行政行為の一種なることを要言するを以て、假に満足せざることを得ず、而して消極的に、人の自由を制限するは、直接に人に對して之を制

限する場合と、物に關して之を制限する場合との二種の區別ありと雖、例へば保安警察、風俗警察、衛生警察の如きは主として前者に屬し、營業警察、田野警察、漁業警察、鑛業警察等は後者に屬するか如し、其孰れたるも警察の警察たるに害あることなきものとす。



### 附 錄 (憲法第六章及第七章)

緒論より前卷に至る説明に依りて我國法に關する大體の原則は即ち之を述ぶることを得たり。然れども、憲法第六章及び第七章の規定に關し、尙多少解説を要するものあり。今左に附加して之を要言せむと欲す。

#### 第六章

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むへし

但し報償に屬する行政上の手数料及其の他の收納金は前項の限に在らず。

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるへき契約を爲すは帝國議會の協賛を經へし。

本條第一項に關しては曾て之を述へし所の如くなるを以て、又別に解説を要するものなし。而して手数料の一般に如何なるものなるかと、且つ、手数料中に、司法上の手数料と、行政上の手数料との區別あることに付きて亦曾て之を述へたり。本

條第二項中其他の收納金と稱するは要するに營造物の使用に對する使用料の類を指すものにして、伊藤侯憲法義解、從て本條に於いて行政上の手数料と稱するは官廳の行爲に對する手数料を指すに止まり、廣義に於ける手数料を指すものにあらずと解せざるへからず。

第三項中國債又は公債の何たるかに關しては特に説明を要するものあり。廣義に於いて云ふときは、國家か負ふ所の一切の債務は、すべて皆之を國債なりと云ふことを得ざるにあらず。此意義に於ける國債は、契約の結果として國家の負擔するすべての費用、會社、其他に對して給する補助金等の如きものをも包含す。然れども、狹義に於ける國債とは此の如き廣汎なる意義を有するものにはあらず。要するに單に財政上の目的を以て、國家の負擔する債務を云ふに外ならず。財政上の目的とは如何。曰く、(一)財政上の不足の爲にする、(二)起業の爲にする、(三)會計の收納上一時使用の爲にするを問はず、すべて國家財政上の必要の爲にするを云ふなり。然れども、第三の目的の爲にするものは、特に之を大藏省證券と云ひ、更に之を國債中より區別するを常とするか故に、最も狹義に於ける國債とは、要するに唯財政



上の不足の爲にするものと、起業の爲にするものとの二者を云ふに過ぎず。前者を稱して財政公債と云ひ、後者を稱して起業公債と云ふ。而して是れ此二者は即ち本條に所謂國債に該當するものなり。

國債は、又之を別ちて、内國債及び外國債の二となす。内國に於いて募集するものを、内國債と云ひ、外國に於いて募集するものを、外國債と云ふ。故に、内、外國債の區別は起債地を標準となすの區別にして、應募者の何人たるかを標準となすの區別にはあらず。

國債は、國家一時に債務を負擔するに依りて、其財政上の目的に供給し、而して之が償還を將來の租稅其他の收入に期せむと欲するものなり。從て、起債は、間接に、又人民の負擔を意味す。是れ、起債の帝國議會の協贊を要する所以にして、豫算に定めたるものを除く、外國庫の負擔となるべき契約を爲すに、帝國議會の協贊を要するも亦同一の理由に依る、而して豫算に定むるものは、もとより又帝國議會の協贊を経るを要するなり。

第六十三條 現行の租稅は更に法律を以て之を改めざる限りは舊に依り之

を徵收す。

前條租稅の新賦及び改率は法律を以て定むべきことを云ふ。故に本條舊賦のものに付き之に關する法の効力如何を規定し、以て國費の財源を明確にするなり。

第六十四條 國家の歳入歳出は毎年豫算を以て帝國議會の協贊を経へし。

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す。

出納の見積を稱して豫算と云ふ。故に豫算は國家に特有のものにあらざるのみならず、又立憲制の國家に特有のものにあらざるなり。我國に於いて豫算を公布したるは明治六年六月以降に在り。然れども豫算の、立憲制の國家に於いて、特に重要視せらるるは、一に其帝國議會の協贊を経ざるべからずと云ふの點に在り。

豫算とは法律上如何なる性質のものなるかに關しては、由來外國に於いては種種の見解あり、而して是れ、一は外國の憲法中例へは自耳義、普魯西、獨逸、埃太利等豫算は法律を以て定むと規定せるものありと、又一は彼等の國體か議會全能の國體にして、政府か財政を施行するは、議會の委任に基くものなりとなすの國



體なるとに依れり。然れども、此等の見解は、一も我國に於いて之を認容するの要なく、又認容することを得ざる所なり。結局、我國に於いて豫算とは、帝國議會か國家の歳出入に對して協賛を興ふるの形式なりと謂はば即ち足れり。彼等の學者中には豫算を以て法律なりとなすものと、法律は即ち法律なりと雖、形式上の意義に於いて法律たるに過ぎずとなすものとあり。而して或は、又豫算は議會か財政權を政府に委任するか爲の形式なりとなすものあり。或は豫算は、豫め、政府の責任を解除するか爲の形式なりとなすものあり。而して此等の議論は、帝國議會か豫算を議定せず、又は豫算か成立せざる場合に關し、重要な結果を生ずるものなり。

豫算は帝國議會の協賛を経て公布せらるるときは、行政官に對し、すへて豫算の款項に遵據して支出すべき義務を生ず。然れども、豫算の此効力を生ずるは、會計法の規定に基くものにして、豫算の固有の効力なるにはあらず。

豫算中には、避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に、又は豫算の外に生じたる必用の費用に充つる爲に、豫備費を設けざるへからず。是れ、憲法第六十九條の明文を

以て定めたる所なり。前者の爲に設くるものを第一豫備金と稱し、後者の爲に備ふるものを第二豫備金と稱す。然れども、豫備金は歳出の一部にあらず。従て豫備金を支出したるときは、事後に於いて帝國議會の承諾を求めしむるにあらず。されば國家か帝國議會をして、豫算の款項を調査し、其費途の當否を決せしむるの主旨と相適合せず。而して是れ、本條第二項の規定ある所以なり。

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すへし

豫算の提出は孰れの國に於いても下院を先にす。蓋し租税は一般國民の負擔なるか故に、國民の公選に成れる下院をして、先議權を有せしむるの主旨に出るなり。或は豫算の議定權に付き貴族院と衆議院との間に差異あるか如くに論ずるものありと雖、我國に於いては、曾て貴族院の上奏に對し、勅諭に依りて兩議院の間に軒輕する所なきことを明にせられたり。

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず。

皇室の經費は實際之を豫算に掲げざるにあらずと雖、増額を要する場合の外、別



に毎年の帝國議會に於いて之を議決すべきものにはあらず。皇室經費の支出法に付きては各國、必ずしも其規を一にせざるなり。

第六十七條 憲法上の大權に基づける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず。

本條各種の費目に就きては會計法補則に之を規定する所あり。又茲に之を贅するの要あらず。

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得。

本條の規定は例へば國防、若くは土木工事等の經費を要するか如き場合に、繼續費として帝國議會の協賛を要むるを得ることを定めたるものなり。若しも單に、一年度の支出のみに對し、帝國議會の協賛を経て、其事業を起すも、翌年度に至り帝國議會之を協賛せざるか如きことあらば、政府は中途にして之か事業を廢止するの不幸を見るに至らむ。而して是れ、本條に於いて政府をして特別の必要ある場合に

數年に涉るの事業をなすことを議會に告げて、豫め、之か協賛を求めしむるの途を開きたる所以なり。

第六十九條 避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへし。

本條の必要に關しては、又別に述ぶるの要なし。而して避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に備ふるものを第一豫備金と稱し、豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に備ふるものを第二豫備金と稱するは、曾て述へし所の如し。而して第一豫備金は、毎年勅令を以て定めらるる所の費途に従ひ、大藏大臣の承認を受くるに依り之を支出し、第二豫備金は、大藏大臣の意見を付し勅裁を乞ふに依りて之を支出すべきものとす。

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得。

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むる



を要す。

本條は、第八條の緊急勅令に關し、曾て、述べたると同様の主義に出づ。只、彼れは法律に代るの命令たり。此れは帝國議會の協賛を経へき財政上の事項にして、而かも帝國議會を召集するの違なきが故に、勅令を以て、權宜爲す所の處分なるの相違あるのみ。而して次の會期に於いて、之を帝國議會に提出し、其承諾を求めて得ざる場合に、彼は法律に代るの命令なるが故に、其將來に於いて効力を失ふことを公布するの要あり。此は處分なるが故に、既往に遡り、其効力を失ふことを公布するは實際に於いて爲し能はざる所なり。理論上爲し能はざるにはあらずと雖、人民の權利を蹂躪するにあらざれば能はず。是れも亦兩者の相同しからざる一點なり。

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年度の豫算を施行すへし。

外國に於いては、豫算の性質に對する見解の相同しからざる結果、豫算の成立せざる場合に關し、政府の財政權に關し、種種の議論を生ぜり。と雖、我國に於いては、本條の規定あるが故に、又、此の如き議論を生ずるの餘地なきものとす。

豫算を議定せずとは、議會が豫算を議決せざる場合を云ひ、豫算成立に至らずとは、議會解散の場合、又は兩議院の意見相衝突し、遂に確定議を見るに至らざる場合を云ふなり。

第七十二條 國家の歳入歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すへし

本條は前卷に會計検査院に關し、すでに述べし所に依りて明なるが故に、又茲に之を贅するの要あらず。

### 第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅令を以て議案を帝國議會の議に付すへし。

此の場合に於て兩議院は各其の總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず。



本條に關しても、亦、茲に重複して之を論するの要あらず。

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず。

皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず。

皇室典範の單に、皇家の一家法たるに止らすして、國法中に在りて、又、重要な地位を占むるものなるは曾て論したる所の如し。然れども、皇室典範の規定を以て、之か改正を要する場合に、帝國議會の議に付するか如きは、頗る穩當を缺くものあり。加之、我國、帝國議會の開設を見るに至りたる所以の主旨も、亦、もとより此に存するものにあらず。是れ、本條第一項の規定ある所以なり。

然れども、皇室典範の改正に依りて、直、間接に憲法を變更することを得べくは、憲法も亦、統治權の行動と、臣民の機利とに對し、準繩たり、保障たるに於いて、其効果極めて薄しと謂ふへし。而して、是れ、第二項の規定ある所以なり。

第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず。

攝政を置くは、國家に在りて、變局たり。而かも、攝政を置くの間、憲法と、皇室典範との變更をなすことを得せしめむか。禍機、此間に伏することなきを保すへからざる

む。而して、是れ、攝政の一切の大權を行ふことを得る所なるに係はらず、特に本條の例外を規定する要ある所以なり。

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘らず、此の憲法に

矛盾せざる現行法令は總て、遡由の効力を有す。

歲出上政府の義務に係はる現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る。

本條は、要するに、便宜の爲に設くるの規定たるに外ならず、蓋し、憲法の施行に際し、此規定を設くるにあらずむは、憲法の規定する所の要件に準據せざる法令は、すべて、皆、憲法に牴觸し、從て無効に歸すと謂はざるへからず、而して政府の義務に屬する契約及び命令の如きも、亦、若し、政府の同意を経ずして、帝國議會、妄りに之を廢除し、又は之を削減することを得せしめむか、人民の權利は、憲法の實施に依りて却りて蹂躪せらるるの奇觀を呈するに至らむ。是れ、本條の規定あることを必要とする所以なり。



## 憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此不磨の大典を宣布す  
 惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力輔翼に倚り我帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其朕が意を奉體し朕が事を獎順し相與に和衷協同し益我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せむこと

を望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふ所なり朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるへし

朕は我が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し此憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とすへし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及朕が繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之か紛更を試みることを得ざるへし

朕が在廷の大臣は朕が爲に此の憲法を施行するの責に任すへく朕が現在及將來



の臣民は此の憲法に對し永遠に従順の義務を負ふへし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵	黒田清隆
樞密院議長	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷從道
農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顯義
大藏大臣兼内務大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖
文部大臣	子爵	森有禮
逓信大臣	子爵	榎本武揚

# 大日本帝國憲法

## 第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す
- 第二條 皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す
- 第三條 天皇は神聖にして侵すべからず
- 第四條 天皇は國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ
- 第五條 天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ
- 第六條 天皇は法律を裁可し其の公布及執行を命す
- 第七條 天皇は帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命す
- 第八條 天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す
- 此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すへし若議會に於て承諾せざる時は政府は將來に向て其の效力を失ふことを公布すへし



第九條 天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

第十條 天皇は行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各其の條項に依る

第十一條 天皇は陸海軍を統帥す

第十二條 天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

第十三條 天皇は戰を宣し和を講し及諸般の條約を締結す

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及效力は法律を以て之を定む

第十五條 天皇は爵位勳章及其の他の榮典を授與す

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命す

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

## 第二章 臣民の權利義務

第十八條 日本臣民たるものの要件は法律の定むる所に依る

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應し均く文武官に任せられ及其の他の公務に就くことを得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す

第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除くの外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるることなし



第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除くの外信書の秘密を侵さるることなし

第二十七條 日本臣民は其の所有權を侵さるることなし

第二十八條 日本臣民は安寧秩序を妨げず及國民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す

第二十九條 日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

第三十條 日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規定に従ひ請願を爲すことを得

第三十一條 本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐるることなし

第三十二條 本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざるものに限る軍人に準行す

### 第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條 貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及勅任せられたる議員を以て組織す

第三十五條 衆議院は選舉法の定むる所により公選せられる議員を以て組織す

第三十六條 何人も同時に兩議院の議員たることを得ず

第三十七條 凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す

第三十八條 兩議院は政府の提出する法律案を議決し及各法律案を提出することを得

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得ず

第四十條 兩議院は法律又は其の他の事件に付各其の意見を政府に建議すること



とを得但し其の採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを得す

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會は三ヶ月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長することあるへし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すへし  
臨時會の會期を定むるは勅命に依る

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會は兩院同時に之を行ふへし  
衆議院解散を命せられたる時は貴族院は同時に停會せらるへし

第四十五條 衆議院解散を命せられたる時は勅命を以て新に議員を選擧せしめ  
解散の日より五ヶ月以内に之を召集すへし

第四十六條 兩議院は各其の總議員三分の一以上の出席するに非されは議事を  
開き議決を爲すことを得す

第四十七條 兩議院の議事は過半数を以て決す可否同數なるときは議長の決す  
る所に依る

第四十八條 兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其の院の決議に依り秘  
密會となすことを得

第四十九條 兩議院は各 天皇に上奏することを得

第五十條 兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得

第五十一條 兩議院は此の憲法及議院法に掲ぐるものの外内部の整理に必要な  
る諸規則を定むることを得

第五十二條 兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及議決に付院外に於て  
責を負ふことなし但し議員自ら其の言論を演説刊行筆記又は其の他の方法を  
以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるへし

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中  
其の院の許諾なくして逮捕せらるることなし

第五十四條 國務大臣及政府委員は何時たりとも各議院に出席し及發言するこ  
とを得



### 第四章 國務大臣及樞密顧問官

第五十五條 國務各大臣は天皇を補弼し其責に任す  
 凡て法律勅令其の他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要す  
 第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り 天皇の諮問に應へ重要の國務を審議す

### 第五章 司法

第五十七條 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ  
 裁判所の構成は法律を以て之を定む  
 第五十八條 裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任す  
 裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるることなし  
 懲戒の條規は法律を以て之を定む  
 第五十九條 裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞

### 第六章 會計

あるときは法律に依り又は裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得  
 第六十條 特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む  
 第六十一條 行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所に屬すべきものは司法裁判に於て受理するの限にあらず

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するは法律を以て之を定むへし  
 國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるへき契約を爲すは帝國議會の協賛を経へし  
 第六十三條 租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依りて之を徵收す  
 第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経へし  
 豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す



第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すへし

第六十六條 皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

第六十七條 憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

第六十九條 避くへからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生したる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くへし

第七十條 公共の安全を保持する爲め緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分をなすことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

す

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すへし

第七十二條 國家の歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其検査報告と俱に之を帝國議會に提出すへし  
會計検査院の組織及職權は法律を以て之を定む

### 第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に附すへし

此の場合に於ては兩議院は各其總員三分の二以上出席するに非されは議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得るに非されは改正の議決を爲すことを得ず

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず



皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず  
 第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず  
 第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ゐたるに拘はらず此の憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遼由の効力を有す  
 歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

附 錄 起

明治三十四年九月四日 印刷  
 明治三十四年九月七日 發行

國法學典附

定價金六拾五錢

著 者

小 原 新 三

東京市日本橋區通油町十八番地

發 行 者

水 野 慶 次 郎

東京市麹町區有樂町三丁目一番地

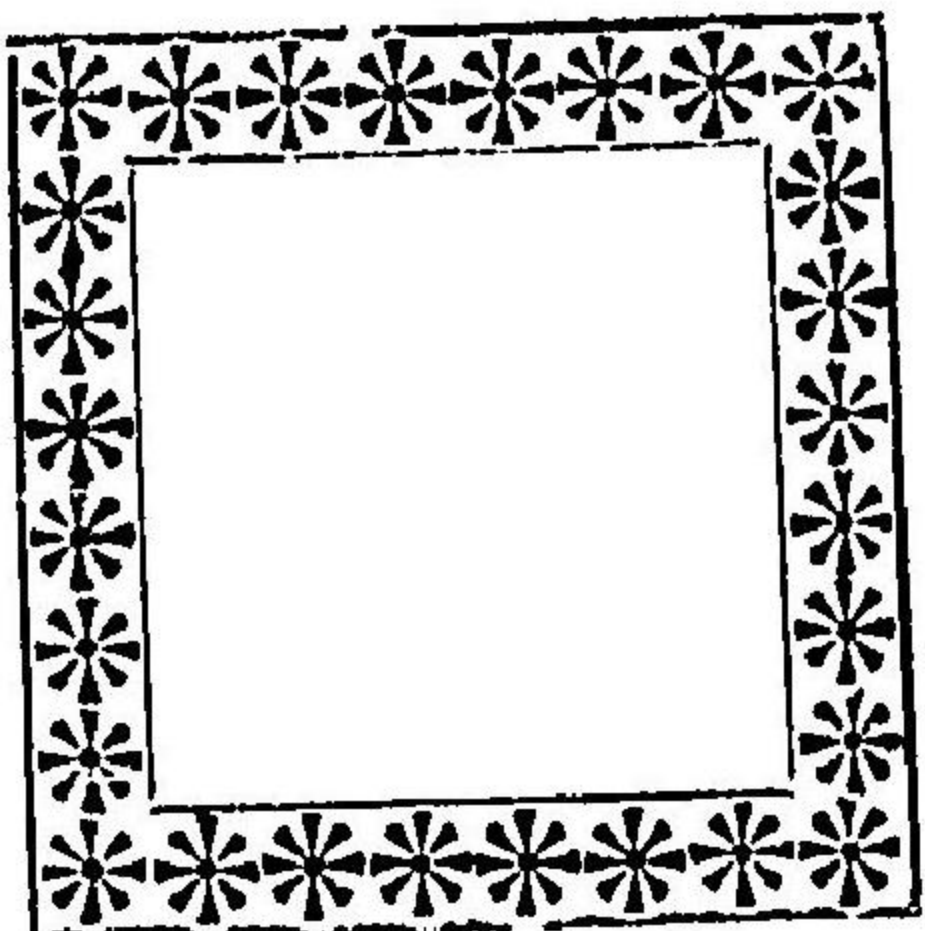
印 刷 者

大 西 鍊 三 郎

東京市京橋區弓町二十四番地

印 刷 所

三 協 合 資 會 社



發 行 所

水 野 書 店



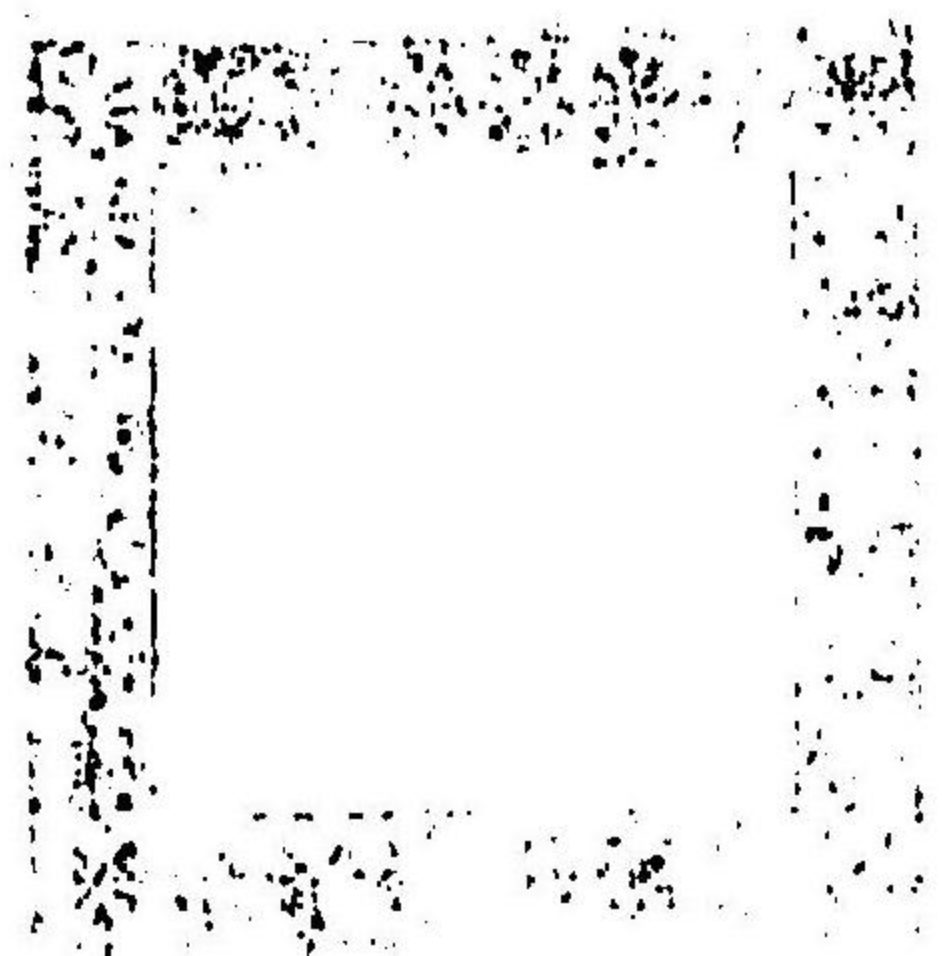
謝 啟

啟者 弟 承 蒙 諸 位 光 臨 幸 甚

弟 承 蒙 諸 位 光 臨 幸 甚

弟 承 蒙 諸 位 光 臨 幸 甚

弟 承 蒙 諸 位 光 臨 幸 甚



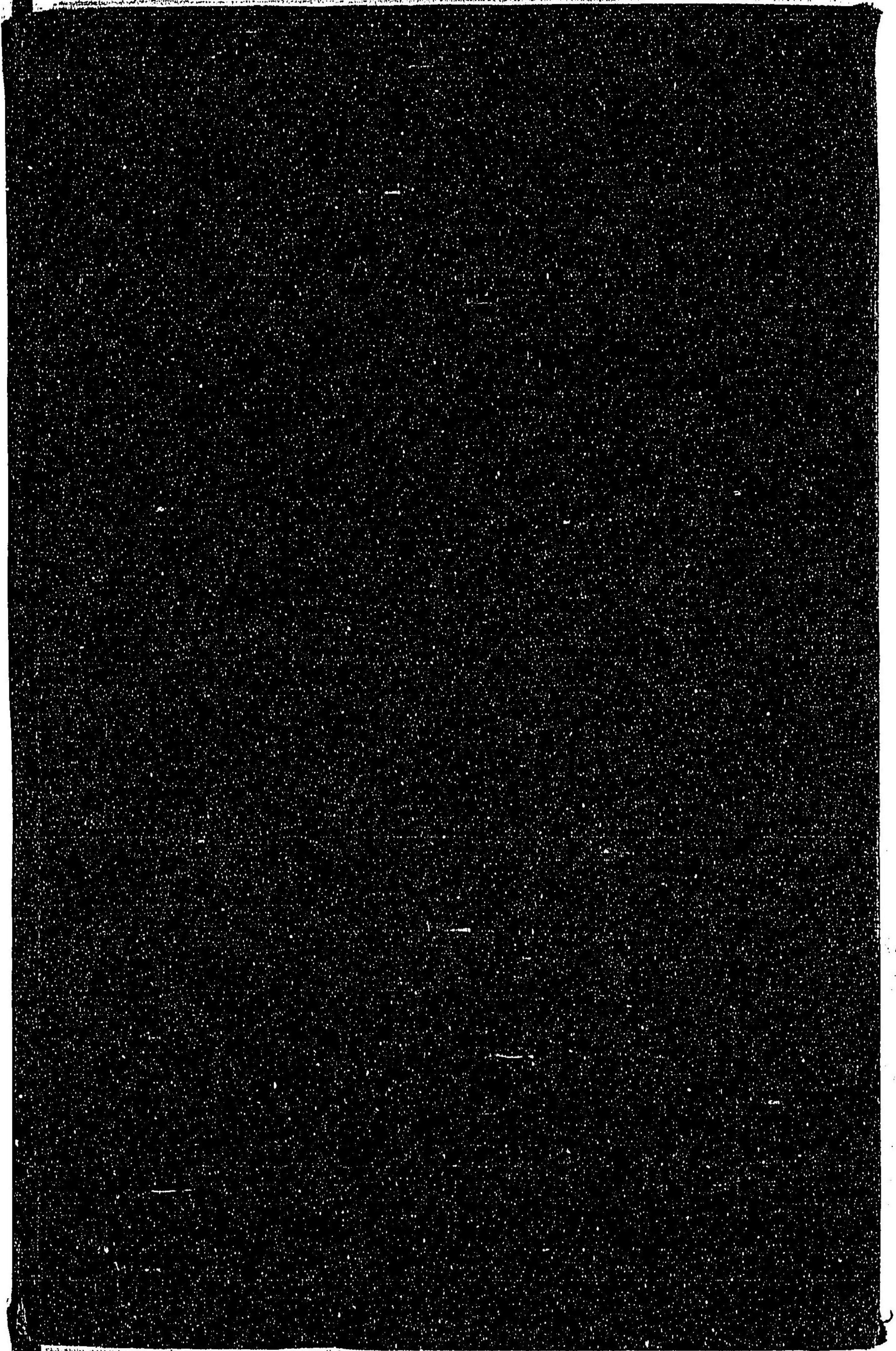
謝 啟

謝 啟



91  
127







127

031555-000-4

91-127

国法学要義

小原 新三/著

M34

BBE-0159





